

## 論 説

## 人間の自由と社会的意識形態としての自由主義(6)

——アマルティア・センにおけるケイパビリティから自由論への展開——

角 田 修 一

1. はじめに
2. A・センの位置
3. 理性にもとづく討議と公平な精査の必要性——センの立場「実現ベースの比較論」
4. 功利主義批判と社会的選択理論
5. エンタイトルメント（権原）からケイパビリティ（基礎的能力）・アプローチへの展開
6. 自由とその主体としてのエイジェンシー
7. 自由と福祉，平等，民主主義
8. 資本主義の倫理とマルクス
9. 三層自由論と3つの自由主義——総括

## 1. はじめに

本稿の課題は、インド出身の経済学者で数多くの経済理論と哲学・思想に関する著作を精力的に発表しているアマルティア・セン（Amartya Sen, 1933～）の社会哲学あるいは道徳哲学における自由論を検討することにある。この課題と一定の見通しをあらかじめ先に述べておけば、つぎのようになる。

筆者は一連の論稿「人間の自由と社会的意識形態としての自由主義(1)～(5)」(2016a, b, 2017b, 2018a, b)において、「ホッブズからマルクスへ」という副題を付し、近代ヨーロッパの哲学・思想家 Th・ホッブズ (1588～1679), J・ロック (1632～1704), J・J・ルソー (1712～1778), D・ヒューム (1711～1776), A・スミス (1723～1790), J・S・ミル (1806～1873), そして I・カント (1724～1804), G・W・H・ヘーゲル (1770～1830), K・マルクス (1818～1883) の自由論をとりあげてきた。それは、この21世紀にあって人間の自由と安全がさまざまな新たな形や方法によりおびやかされているという時代意識から、これら主な近代ヨーロッパの哲学と思想を代表する古典にたちかえり、これらの自由論の現代的意義、その制約を見定めようとするものである。その意味で、一連の論稿は哲学や思想における自由論の系譜それ自体の研究を意図したものではないが、自由論の系譜についてのアンソロジーである。

## 2. A・センの位置

つぎに、A・センをとりあげる理由について述べる。

自由論の系譜の研究であれば、19世紀第3四半期から20世紀全体にわたる、さまざまな、そして数多くの自由論とそれらの系譜をたどらなければならない。そのような力量も時間も筆者にはない。しかし、時代が大きく隔たるけれども、イギリス経験論と、カント、ヘーゲルの合理論にたつドイツ古典哲学の自由論と自由主義さらにマルクスをこの21世紀の現代に継承ないし架橋している1人がA・センであり、そこにかれの自由論を検討する意味がある。

第2に、センはかねてより「経済学を倫理学や社会哲学と切り離そうとする傾向」を批判し、その乖離が経済学の力を失わせたと考えてきた（たとえばSen1987）。この批判は主流派を形成する現代経済学（modern economics）だけでなく、学派としてのマルクス経済学（Marxian political economy）にも妥当する。筆者は2015年『社会哲学と経済学批判—知のクロスオーバー—』と題する論文集を刊行した。それは社会的存在としての人間の経済的諸関係を明らかにする経済学の理論（および経済学批判）が、社会的意識諸形態の解明とイデオロギー批判と対応することを強く意識したものであった（拙著については2017aも参照されたい）。センの専門は広い意味で厚生経済学であり経済理論家としていえばマルクス学派でもラディカル派でもない（センはアメリカ経済学会の会長もつとめたことがある）。こののちに明らかにするように、かれの社会哲学は「諸個人の本質的自由」を中心においたうえで「諸個人の自由の程度と範囲に対して社会が影響を及ぼす力を認める」（1999a, p. xii）という考えに立っている。また、その「社会の影響」を明らかにする社会的（あるいは集合的）選択理論は個人の自由や権利あるいは福祉といった倫理的価値規範を組み込む理論的装置であり、従来の新旧厚生経済学（welfare economics）の批判を伴うものである。その意味でセンの「社会哲学と経済学批判」は自由論に集約されている。センの理論といえばケイパビリティ論が有名だが、近年の著作からみると彼の重点はケイパビリティ論をふまえた人間の自由の問題に発展している。本稿ではその経過と到達点を明らかにしたい。<sup>1)</sup>

第3に、センは、たとえ小著であっても、自身の著作や論文において多くの参考文献や注を記しており、そのなかで（主流派の扱いとは異なり）学術的に公平に、マルクスの考え方に多くの箇所而言及している。とくにかれのケイパビリティという新しいアプローチの起源がスミスとマルクスにある（さらにさかのほればアリストテレス）ことはセン自身によってくりかえし表明されている（たとえばSen1985「日本語版への新しい手引き」1987）。また、自身の学問的経歴について、イギリスのマルクス経済学者（M・ドップその他）から大きな影響を受けたものべている。そこで、本稿においても（先の拙稿と同様）センの自由論とマルクスの自由論とを対照させてみようとする。そこでは、経済理論におけるアプローチの違いにもかかわらず、センの自由論が「理性的な思考にもとづく社会進歩というアイデア」を核心としている点においてマルクス（さらにいえばカント、ヘーゲルにおける「理性的自由」）の考え方に近いことが明らかになる。<sup>2)</sup>

以上がセンの自由論を検討する本稿の課題意識である。<sup>3)</sup>

## 注

- 1) ここで、ことさら「個人」あるいは「諸個人」と表現し強調することについて一言しておく。センの原文で多く使用されている用語は「a person」であり、「individual」あるいは「he or she」であるが、邦訳のなかにはこれらをたんに「人」と訳しているため「個人」としての性格があいまいになっているものがみられる。
- 2) 「理性的思考にもとづく社会進歩という考え方」はセンの著作『自由と経済開発』1999年が提示するアプローチの核心である。また、センは、同書においてこうした考え方に対する「3つの懐疑論の批判」をも明らかにしている(同書第11章)。3つの懐疑論とは(1)理性的な社会選択の可能性に対する疑問(2)意図されない帰結による支配(3)自己中心的で利己的な人間性を越えられない、というものである。なお、同じ1999年にセンは『アイデンティティに先行する理性』と題する小著を刊行していることを付記しておく。
- 3) 著者はベイシック・インカム(BI)とよばれている社会改革の構想が思想的・哲学的にさらに深められなければならないと考えて2つの論稿を著し(2012a, b), ロールズ, ノージック, サンドル, ドゥウォーキン, マルクスと並べて、センのケイパビリティ論をとりあげた。2015年に刊行した単著『社会哲学と経済学批判—知のクロスオーバー』にこの部分は収録できなかったため、一部は本稿と重なるところがあることをお断りしておく。

筆者はまた、マルクスとセンを対照して論じたことがある(2008)。これはセンとロールズの研究者である後藤玲子氏(当時、立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)を迎えて立命館大学社会システム研究所が主催したセミナー(2008年11月)での報告を文章化したなかの一部であったが、当時、筆者のセンに対する理解はまだ十分ではなかった。セミナーの共同報告者として「センの経済学と近代経済学の近くて遠い距離」と題する魅力的な報告をされた後藤氏と、平田純一氏、岩田勝雄氏にあらためて反省を込めて、感謝したい。

### 3. 理性にもとづく討議と公平な精査の必要性——センの立場「実現ベースの比較論」

最初に、比較的近年刊行されたセンの著作『正義のアイデア』(2009)の序文に記された内容をもとに、センの基本的立場を確認しておきたい。ここでかれはスミス, J・S・ミル, マルクスと関連させてみずからの基本的立場を示す興味深い議論をおこなっている。

同書の主題はタイトルにある正義論である。しかし、センによれば、課題は「完全な正義」への答えを出すことではない。「むしろ不正義を減らし、正義を促進するかどうかを判断する方法」を明らかにすることにある。「完全に公正な社会」(これが現代社会哲学における多くの正義論の目標である)を示すことと、「ある社会変化が正義を促進するかどうかを決めるという営み」とは、結びついてはいるが「分析的に」分離される。この場合、いくつかの異なった正義の理由ないし根拠が出されるであろう。したがって、ここでは理性にもとづく議論(reasoned argument)または推論(reasoning)と、公平な精査(impartial scrutiny)の両方が必須となる。それによってなお対立が解決ないし解消しない場合も当然あるだろう。しかし、それは推論の結果であって、だからといって理性的な議論をあきらめる必要はない。さらに、センは、従来の正義論が公正な制度に議論を集中しすぎているとし、むしろ人びとの実際の生活とそのあり様に焦点を合わせるべきだとする。

ここで3つのことを付記しておかねばならない。

第1に、民主主義は公共的な推論というタームにより評価される。これは「討議による統治」としての民主主義の理解につながるが、センによればこのアイデアはJ・S・ミルが前進させたものである。

第2に、「制度は正義の追求において重要な手段的役割を果たす」のであり、制度が重要でないというのではない。「制度原理主義者のように制度そのものを正義の現れとしてとらえるのではなく、正義を促進する制度を追求しなければならない」(2009, p.83, 訳139) というのである。

第3に、センは、公共的討議の可能性や範囲を一国内に限定するのではなく、グローバルな民主主義と正義の促進にとっても重要であると考えている。その場合、ヨーロッパの啓蒙運動 Enlightenment (17~18世紀) の伝統にもとづく知的背景はかならずしもヨーロッパだけにあることを意味しない。センは、いくつもの著作(たとえば2006)において、インドをはじめ非ヨーロッパの知的伝統の中にある理性的な討議に目をむけ、実際にそうした伝統を掘り起こしている。

つぎに、センは、ヨーロッパの啓蒙運動に目を向け、そこに契約論と比較論という2つの伝統があり、正義に関しても2つの異なる考え方があると言う。拙稿(2012b, 7以下)でも紹介したように、前者の契約論的アプローチは17世紀のホブズにはじまり、ロック、ルソー、カントが展開させた考え方である。この考え方は「完全な正義」を実現する「理想的な制度を先験的に特定」し、それにもとづく行動規範を分析する。センはこの考え方を「先験的制度主義」と名づける。現代の社会哲学の主流をなす正義論は、J・ロールズをはじめ、R・ドゥワオーキン、R・ノージックもこの考え方にもとづいて完全に公正な制度を描くことに集中してきた。これにたいして、コンドルセ(1743~1794)、スミス、ベンサム、M・ウルストンクラフト(イギリスの女性の権利論者、1759~1797)、J・S・ミル、そしてマルクスにみられる考え方は「現実の制度と行動その他の影響から生じる社会の比較にもとづくアプローチ」である。後者のアプローチをセンは「実現ベースの比較」論と名づける。この考え方では現実の社会に存在する明白な不正を取り除くことに関心がある。そしてセンはみずからは「実現ベースの比較論」に従うことを明言する。

センが先験的制度主義をとらない理由は、互いに競合するさまざまな正義の原理が存立するなかで、それらのあいだにある相違を1つの原理に導くことになるからである。そうした場合の実現可能性に疑問があるだけでなく、それがもつ過剰性にも問題がある。(なお、これに関連するセンによるロールズ批判については前掲拙稿で触れたので、再論はしない。なお、Sen2009, chap. 2, 4 その他を参照)

センがもっとも重視するのは人びとの生活や経験、その実現としての成果である。制度や規則はそれらに影響する点で重要であるが、それらに代わりうるものではない。何を価値あるものとするかについて、その理由を含めて、決定するのは個人一人ひとりである。したがって、いくつかのタイプの生活のなかから実際に選ぶ自由が重要になってくる(「価値ある自由」)。それには自らの行いに対する責任も伴う。(⇒エイジェンシーとケイパビリティ)

このように、倫理的・社会的信念における客観性の本質的特徴は公共的推論と理性にもとづく公平な精査であるとするセンは、アダム・スミスが用いた「公平な観察者 impartial spectator」に着目する。スミスは『道徳感情論』において感情や心理的反応の中心的な役割を詳細に論じたが、センによれば、スミスは「感情や心理的関心を評価するうえで理性に大きな役割を与えていた」し、「理性にもとづく精査」が不変的に必要であると認めていた。「公平な観察者」という工

夫 (device) によって公正 (fairness) の問題に答えるスミスのアイデアは、功利主義的なアプローチ (効用の総和の最大化, あるいは完全な善の何らかの集計的指標の最大化) と、社会契約論にもとづくアプローチ (ロールズの正義論) と異なる可能性をもっている。すなわち、それは、先験的な解を特定せずに相対的評価を行うこと、制度やルール of 要求だけでなく社会的実現に配慮すること、社会的評価に関する不完全性を残しつつ明らかな不正を取りのぞく課題を含む社会正義の指針を提供すること、構成員を越えた人びとの声に配慮すること、などを検討する (1999a, p. 70, 訳123-4)。

「スミスにとって、公平な観察者は、(公式的答えによって論争を終わらせる決定的な裁定者ではない—引用者注)、数多くの適切な疑問をなげかける人であり、不偏的推論の一部である」(2009, p. 404, 訳571)。

以上は、2009年に刊行されたセンの比較的新しい著作のなかの最初の部分の紹介であるが、これによって、センが、スミス、J・S・ミル、マルクスといった18～19世紀の社会哲学の延長線上にあって、主として「人間の自由と安全保障」を考えているということが理解できる。

#### 4. 功利主義批判と社会的選択理論

##### (1) 社会的選択理論におけるセンの貢献

センは1998年にノーベル経済学賞を受賞した。同年12月にストックホルムで行われた受賞の記念講演の内容は「ひとつの学問分野としての社会的選択理論」にもっばら注意を向けたものであった。それはセンの研究の出発点が社会的選択理論にあることをあらためて示すとともに、功利主義と「合理的経済人」モデルに固執する主流派経済理論がいくつかの狭い前提条件 (効用主義、総計主義、帰結主義など) の枠組みを脱けだして、倫理学あるいは規範的価値論との交流によって経済学 (とくに厚生経済学) の新たな前進をはかることができることを訴えたものであった。

自由な諸個人の集合としての社会や集団における決定の際に生じる困難な問題は、アロウ (Kenneth J. Arrow, 1921～, 1972年ノーベル経済学賞受賞) が1951年に刊行した『社会的選択と個人的評価』において「不可能性定理」という悲観的な名称でよばれる理論を明らかにして以来、経済学にとどまらず社会科学にも広く大きな問題をなげかけてきた。センは、先の講演のなかで、不可能性を回避するためには、決定の際に関連する情報の範囲を拡大し、諸個人の福祉 (well-being) と有利性 (advantage) の比較を可能にする「部分比較」を導入することで、「厚生経済学、社会倫理学、責任ある政治の熟慮された基礎 (the reasoned basis)」(2002, p.96, 訳(上)100) を解明することができることをあらためて主張し、みずからの成果を内外に問いかけたのである。

センが目された仕事は、アローが切り開いたこの理論から (セン自身の表現によれば) 「もう1つの不可能性定理、すなわち各自の個人生活における自由を要求する最低限の主張が、他のいかなる選択に対する全員一致の選好の尊重と両立できないことを示した」。「パレート派リベラルの不可能性定理」(2009, p.111, 訳175, See, Sen1970) とよばれるセンの議論は、「社会的選択理論において部分順位 partial ordering を厚生個人間比較に体系的に用いる」ことによって、個人間比較をまったく放棄してしまった従来の厚生経済学を批判し、「選好と選択が互いに寛容である

ことが決定的に重要であるという教訓」（2009, p. 337, 訳476）を得るものであった（『集合的選択と社会的厚生』1970）。

センは先の2009年の著作において、つぎのように書いている。

「正義の理論は、公共的討議による精査を生き延びることができる、さまざまな正義の理由にもとづくさまざまな順位の共通部分集合（すなわち、共有される要素）にもとづく部分順位 partial ordering に基本的に依存せざるをえない」（2009, p. 399, 訳563）。

厚生経済学者としてのセンの仕事は、1970年代は功利主義批判を中心に『選択、福祉と計測』（1982）と題する論文集に集約されている（部分訳『合理的な愚か者』1989年に所収）。合理的選択理論は自己利益の追求を選択の合理性だと特徴づけているが、他者への共感（あるいは反感）は大きな意味では利己的行為の範囲に入れることができるだろう。しかし、例えばある人が他者の窮状を助けるためにだけ自分ができることをするなら、その行為は利己的行為からの逸脱となる。センはこうした行為をコミットメントとよぶ。自分の利害に限定されない目標の追求を選択することは珍しいことでも特異なことでもないし、反理性的なものでもないにもかかわらず、自己利益の追求を選択の唯一の合理的基礎とする理論はコミットメントという行為を理論的に組み入れることができない。センは、このことは人間の理性による判断を低く評価していることだと批判する。「理に適っていること reasonableness」と、いわゆる合理性（rationality）とは異なるというのである。理性的な行為の追求にはいろいろなアプローチがありうるので、自己利益にもとづいて契約論的な相互利益のために相互に協力するという見方に依存する必要はないとセンは考える。

セン（2009）の説明では、「パレート派リベラルの不可能性は…問題についての公共的討議を促そうとする社会的選択理論の主要な利用法の1つである。このような促進は…正義のアプローチにとって中心的なものである」（2009, p. 314, 訳448）。ここに、彼のいう「実現ベースの比較論」の理論的根拠があることは明らかであろう。

社会的選択理論の分野とそこにおけるセンの理論的貢献についてはすでに多くのすぐれた研究、邦訳、解説、紹介がある。<sup>1)</sup>本稿ではこれ以上の紹介は省略し、センの哲学的あるいは思想的な自由論に焦点をあてる。1980年代に入ると、センの理論は機能とケイパビリティをキ・タームとしてさらに展開する。著作としては『財とケイパビリティ』（1985）、『不平等の再検討』（1992）が代表的なものであるが、その場合も功利主義にたいする批判は避けて通れない。社会的選択理論と功利主義批判とがどのように結びつくのか、センによる批判のポイントは何かを先にまとめておくことにしたい。

## （2）功利主義と厚生経済学にたいする批判

センによれば、「過去1世紀以上、功利主義は支配的な倫理理論であり、なによりももっとも影響力の大きい正義論であった。福祉と公共政策についての伝統的経済学は、長い間、この考え方に支配されていた」（1999a, p. 58, 訳64）。

「一般的には厚生主義、なかでもとくに功利主義は、快楽や幸福や欲望といった心理的徳性によって定義される個人の自由のみ究極的な価値を見出す」（1992, 訳8）。

功利主義には明確な3要素がある。①帰結主義 ②厚生主義 ③総和によるランク付けがそれ

である。③の総和主義というのは「不平等には注意を払うことなく人びとの効用を単純に合計すればよい」とするものであり(1992, 81, 『自由と経済開発』1999, p. 59 訳64-65), 功利主義の推理は3つの公理(すなわち(1)帰結主義(2)厚生主義(3)総和主義)が結合したものである(2009, p. 219, 訳323)。

センはまず、1985年に出された『財とケイパビリティ』において、現在でもよく用いられる「実質所得によって富裕の度合いを判断するアプローチ」を「富裕アプローチ」と名づけ、それは富裕が財の支配権に反映されるとする見方であるが、その欠陥は人間を「疎外された商品物神崇拜的な見方」で評価することにあると批判する(p. 23, 訳37)。それは福祉と豊かさを混同するもの、あるいは人の状態とその人の所有(物)とを混同するものであり、第1次接近にほかならない。

つぎの「効用アプローチ」は、ある人の福祉と有利さを効用によって判断するアプローチである。これにはつぎの2つのものがある。

(1)選択論的アプローチ 選択の背後にある動機を無視、福祉の個人間比較を許さないもの。

(2)幸福と欲望充足アプローチ。これは福祉理論の基礎となりうる資格があるが、物理的条件と個人の評価作業を無視している。その限界のわかりやすい説明として、センはつぎのような例をあげる。

「極貧から施しを求める境遇に落ちた者、かろうじて生き延びてはいるが身を守るすべのない土地なし労働者、昼夜暇なく働きづめのために過労の家事使用人、抑圧と隷従に馴れてしまってその役割と運命に妥協している妻、こういう人びとはそれぞれの苦境を甘受することになりがちである。かれらの窮状は平穩無事に生き延びるために必要な忍耐力によって抑制され覆い隠されている。そのために効用(アプローチ)のいう欲望充足と幸福に反映される効用の尺度に反映されない」(1985, p. 21f, 訳35-36)。

センは功利主義を全面否定しているわけではない。功利主義の利点(長所)もある。それは①社会体制の評価における結果の算入と、②影響を受ける人びとの福祉 well-being に注意を払う必要性である(1999a, p. 60, 訳67)。

しかし、功利主義の限界、その批判点として、「功利主義者のアプローチは(1)社会評価のための個人間比較を実際の成果(achievement)のみに限定し、(2)成果を「得られた効用」と同一視する、という特徴をもつ」(1992, p. 31, 訳48)ことがあげられる。とくに、「完全な功利主義アプローチが生み出す欠陥」は「(1)幸福の分配における不平等を無視する傾向、(2)権利や自由、その他の非功利的な関心事の無視、(3)精神的条件や適応によって簡単に揺らぎうること」(1999a, p. 62, 訳68以下)である。(3)の例として、恒常的窮乏状態や不利な状態にある人びとの心理的適応による快や欲望の自己抑制、判断機会の喪失などがあげられる。

先に触れたように、センは、1998年にノーベル経済学賞を受賞した。その受賞記念講演の中で、センはつぎのように述べている。

厚生経済学は長い間、功利主義的計算法すなわち「総計としての効用」に固執していたが、1930年代になって、ライオネル・ロビンズ(Lionel Ch. Robbins, 1898~1984)らによって提唱された「個人間の効用比較の不可能性」論に説得され、1940年代以降は「異なる個人による社会状態の順序づけを基礎とする新厚生経済学」に道を譲った。それは「パレート比較」という唯一の改善基準に依拠するものであった(1998「社会的選択の可能性」『合理性と自由』2002, 第2章所収, 訳

上77)。

そこから、「現代の選択理論」は、こうしたライオネル・ロビンズらによる批判への反応として、効用(快や欲望)の個人比較は不可能であるから、「ある人間の選択の単なる数量的表現」として効用をとらえなおす。その結果、選択行動にもとづく効用比較はせいぜい実質所得だけの比較か、あるいは効用の商品ベースの比較になるのだが、これによっても、同じ所得や商品の束が異なる人びとに同じ水準の効用を生じさせるという想定はまったく恣意的なものである。

センによれば、人間の「福祉について実質所得を基準とする考え方の最大の困難は人間の多様性(the diversity of human beings)にある」(1999a, p. 69, 訳77)。実質所得と「福祉と自由」とのあいだに存在する差異には5つの原因がある。①個人の異質性 ②環境の多様性 ③社会的環境における差異 ④関係のパステクティブにおける違い ⑤家族内の分配、である(p. 70f, 訳78以下)。

価値があると考えられる根拠のあるすべての事柄を効用という同質的な量に還元することはできないし、たとえ効用以外の評価を切り落としても、効用それ自体にも大きな多様性があるとセンは言う(2009, p. 239, 訳346)。

#### 注

- 1) 比較的早くのものに佐伯(1980)、鈴木(1982=2012)がある。その後のものとして、川本(1995)、鈴木・後藤(2001)、牧野(2001)などが参考になった。参考文献にあげたセンの著作の邦訳書にもそれぞれ有益な訳者解説などがある。

またセンの『合理性と自由』(2002)と題する論文集(補正を含む)にはセンの数多くの仕事まとめられている。

- 2) センはこの5つの差異の原因に関連して、ロールズの基本善 primary goods の不適切さについても、それはさまざまなタイプの一般的資源 resources であり、先にあげた差異の5つの原因がこれにもあてはまると述べている。センによるロールズ批判の論点と内容は拙稿(2012b) 7-9頁を参照されたい。

## 5. エンタイトルメント(権原)からケイパビリティ(基礎的能力)・アプローチへの展開

### エンタイトルメントからケイパビリティへ

センは功利主義にもとづくさまざまなアプローチの問題点を指摘したうえで、エンタイトルメント(権原論)を展開した。1981年に刊行された『飢餓と貧困』は、みずからが経験した1930年代のインドにおける飢餓がたんなる食料すなわち財の不足や欠如によるのではなく、財の不平等な配分が大量飢餓をもたらしたことを論証したことで有名である。

その経験を理論的に深めたセンは、個々の人が享受する、すなわちその人が所有権を確立し、支配できる商品(1999a, p. 162, 訳183)をエンタイトルメント Entitlement (原義は権利保有)とよび、人びとは適切な量の食料にたいするエンタイトルメントを確保できないときに飢えに苦しむと論じた。

この権原論はさらに深められ、人びとが生活の諸機能を選択し、組み合わせ、それを「達成するための自由」というセンの基本概念が成立する。

「ある個人が（価値があると考える生活を選びそれを送ることを—引用者注）理性的に評価するところの機能を達成することがケイパビリティ」（1992, p. 4-5, 訳6）である。「ある人のケイパビリティとは、その人にとって達成可能な諸機能の代替的組合せを意味する。ケイパビリティはしたがって一種の自由である」（1999a, p. 75, 訳84）。

センが規定するケイパビリティと人間の自由とはどのような関係にあると理解すればよいのか。

センの自由概念は人間の本性としての理性にもとづく自由である。その自由論の前提となる人間観は、「人間は個々人として多様であること」、「人の良きあり方（well-being しばしば福祉と訳されるが、日本語の語感とは異なり、さらに広義である）」が目的であること、などと表現される。このことは成果とくに well-being を達成するケイパビリティによって平等や効率性を判断することにつながる。したがって、平等を判断する際に重要な領域は複数あり、比較の対象となる変数は多くあるという帰結が生ずる。所得、資産、効用、自由、基本財や基礎的能力もその中に含まれる（1992, 209）。

ケイパビリティ（基礎的諸能力）の集合にもとづく人間の自由とは、個々人が理性にもとづいて評価している生活上のさまざまな機能（とそれらの組み合わせ、たとえば栄養、健康、寿命、学習といった基礎的なものから、複雑で洗練されたものである幸福や自尊心、社会参加などを含む幅広い概念である）を達成できる能力のことである（1992序章 訳6-7）。したがって、こうした生活諸機能を選択し、組み合わせ、それを「達成するための自由」がセンにおける自由の概念の基本である。センのこの考え方をまとめて「ケイパビリティ（基礎的諸能力）にもとづく自由」あるいは「ケイパビリティに反映された自由」とよぶことにしよう。

その自由は財や所得や効用といった空間を離れて、さまざまな生活の構成要素からなる空間において議論されることが重要である。それは、ある個人にとって「価値のある機能を達成する自由を反映したもの」（1992, 訳70）であり、「自由を達成するための手段ではなく、自由そのものに直接に注目する」（ibid.）のものである。つまり、ケイパビリティとは、「ある人がいくつかの生き方（機能の組み合わせ）の中から選択できる自由を反映したもの」（1992, 訳127-8）なのである。

「ケイパビリティ集合（capability set）とは、ある個人が福祉を追求するにあたって享受できる自由の総体としてみることができる」（1992, p. 150, 訳236）。

センは1980年の「何の平等か？」では「基礎的ケイパビリティ」という用語を用いていた（邦訳『合理的愚か者』253）。この用法について、センは、1992年の『不平等の再検討』の注において、つぎのようにのべている。

「『基礎的ケイパビリティ（basic capabilities）』は『基本的で決定的に重要な機能があるレベルまで満たす能力（ability）』を選別することを意図していた。この言葉は、『基礎的』という語が曖昧であるため、他の用法で用いることもできる。」ヌスバウム（1988）によって、ある個人の発達し拡大していく潜在的ケイパビリティ（potential capabilities）とも解釈できる、と付け加えている（1992, 45, 訳82）。

また、ケイパビリティ・アプローチにおける評価には2つのタイプあるいはケイパビリティ・セットという考え方があるとも説明している（1999a, p. 75, 訳85）。その2つのタイプとは、実現された機能（実際になすことができるもの）と、その人がもつ代替案のケイパビリティ（真の機会 opportunities）である。

ケイパビリティ・アプローチでは個人の有利性 individual advantage を、彼または彼女が価値を認める理由のある事柄を実際に行うある個人の自由、そのケイパビリティにより判断する。したがって、ケイパビリティには包括的な機会という側面と最終的に起こることの両面がある。それは、生活 living の手段から生活の実際の機会に焦点を移すので、達成された achieved 機能というのは情報的に狭い視点であることになる。

このようなケイパビリティ・アプローチに対して、それは方法論的個人主義ではないかという疑問が出されている。これに対してセンはつぎのように答える（2009, p.244, 訳352以下）。

人びとの価値に影響を与えるもの、あるいは相互作用を及ぼし合う個人の評価が相互に依存することを十分に認識したうえで、究極的な考慮は個人の評価にある。

\*大沢編『社会的経済』62-63頁に、この箇所について批判的な扱いがある。個人のアイデンティティと、個人が属するグループの問題は別途検討する必要がある。

\*個人が複数の所属をもつことを評価したのはマルクスである（p.247, 訳356）。

## 6. 自由とその主体としてのエイジェンシー

A・センは経済学者として厚生経済学から出発しているので、彼の理論ないし哲学を「福祉の経済学」あるいは「福祉の経済哲学」と理解する向きがあるが、これは狭い理解である。センの真の、あるいはコアとなる哲学および思想は人間の自由、それも個々人に焦点をあわせた自由である。いわゆる経済開発や発展について、センはこれを「人びとが真の自由を拡大していくプロセス」として捉える。自由の拡大は開発ないし発展の基本的目標なのである。世界銀行が1999年3月に東京で開催した国際シンポジウムに基調講演においても、センは、開発の基本的目標である自由の拡大に対応する5つの異なった「追求されるべき自由の手段的役割」をあげている。①経済的受益権、②政治的権利、③社会的機会、④透明性の保証、⑤保護的安全がそれである（同様のことはセン1999a, p.36-38, 訳40-41に明らかにされている）。

この場合に重要なのは「自由の主体」についての考え方である。センは言う。

「個人の自由 individual freedom が中心であることを認めること。それとともに、個人の自由の程度と範囲にたいして社会が影響を及ぼす力を認めることが重要である」（1999, preface, p. xii, 訳iv）。

「開発を人びとの本質的自由 the substantive freedoms of people という意味で考えること」（1999a, p.33, 訳34）この「本質的自由には、飢餓、栄養失調、避けられる病的状態や若死といったはく奪を回避することができる基本的な能力、識字や計算能力、政治的参加の享受、検閲のない言論等々と関係のある自由、が含まれる」（1999a, p.36, 訳38）。

自由の主体というとき、「エイジェンシーとしての自由」と「福祉のための自由」との区別（1992, 訳90, 第4章など）が必要である。ここでエイジェンシー（agency）として考えられているのは「ある個人」（1992, 訳85以下）である。「その人が追求する理由があると考えられる目標や価値ならば、それがその人自身の福祉に直接結びついているかどうかにかかわらず、それを実現してい

くことを言う」(1992, 56, 訳83) ののである。

また、「自由としての開発」という考え方においても、開発の過程において自由が重要である1つ理由側面として、「開発の達成は人びとの自由なエイジェンシーに全面的に依存している」(1999a, p. 4, 訳2) とのべている。センにおける「開発の分析は個人の自由を基本的な構成要素として扱う」(1999a, p. 18, 訳16) のだが、この場合、個人のエイジェンシーの側面とは、経済学でよく使われる「プリンシパル(依頼人) — エイジェンシー(執行者あるいは代理人)」のそれではなく、「行動し変化をもたらす人、その人自身の価値と目的を基準に判断されうるような人」(1999a, p. 19, 訳18) のことである。自由の主体は個人であり、その個人は主体的に考え行動し変化をもたらす能動的個人なのである。

1999年に刊行された短い単著『アイデンティティに先行する理性』(1999b)において、センは、「社会的コミットメントとしての個人の自由」と題する章を設けている。この章でセンが言いたいのは、個人の自由は本質的に多様な概念であり多様な側面を持つこと、したがって社会の多様な制度によって影響を受けること、自由には過程としての側面と機会としての側面があることなどである。たとえば「人的資本」アプローチは人間の生産的能力に狭く限定されたその質や能力の向上に焦点をあてるが、問題はもっと包括的で根本的な人間の価値ある生活をおくるためのケイパビリティにあるというのがセンの考えである。

「人びとが生きる価値があると考える理由のある生き方をし、持っている真の選択を向上させることのできる能力 ability — (これを) 本質的自由(という) — に焦点をあてる」(p. 293, 訳338)。

したがって、センの考えからは、個人の自由を向上させる過程と、その実現を援助する社会的コミットメントとを統一的にとらえなければならないという見方がでてくる。

## 7. 自由と福祉, 平等, 民主主義

### 自由と福祉

では、個人の自由と福祉、とくに福祉の機能アプローチとはどのように関係するのだろうか。

センによれば、利害の判定は広範な意義をもつ経済学の中核の問題であり、貧困、不平等、経済発展、生活水準の測定、さらには差別の分析にとって決定的な意義をもつ(1985, p. 4-5, 訳15)。その場合、ある人の利害とその達成を見る仕方を福祉 well-being と有利性 advantage の2つからなるものとする。

まず(1)福祉とは人のありさま、彼/彼女が成就しうること、行いうること、なりうることの評価である(1985, p. 10, 訳22その他)。福祉はある人が実現できる、あるいは選択できる(生活上の)諸機能の集合(組合せ、あり方)を反映するケイパビリティの集合である。

つぎの(2)有利性はとくに他者との比較においてある人がもつ実際の機会に関わる。

「私の主張は、ある人の福祉とは人の機能のインデックス(指標)にほかならないと考えるのがもっとも適切であるというものである」(1985, p. 25, 訳41)が、それには当然、福祉の評価問題がかかわってくる。これについて、センは、「機能アプローチにおける究極的な関心はあくまで評価である(p. 32, 訳49)と述べている。しかし、(1)福祉と(2)有利性という2つの評価問題におい

て、「完全な比較可能性を要求するのはきわめて不適切であって、(共通する最小限の一引用者注)部分順序を受け入れる方がはるかに意義のあることだ」(1985, p. 16, 訳29. *ibid.* p. 31, 47.) とセンは考える。

主観主義的観点と客観主義的観点のどちらをとろうとも、個人間差異の可能性にとりくまざるをえないし、この可能性を排除することはできないが (p. 35, 訳53), その場合、市場購入データではつくせない「非市場的な構成要素」の情報を無視することはできない。たとえば、新鮮な空気と汚染、犯罪のない社会と犯罪、社会的な平和と動乱、コミュニティの不調和などがそれである。幸福という意味でも効用は福祉の重要な機能のリストに含められる。欲望や選択に反映される効用情報も福祉の評価にあたって証拠を提供する重要な役割があることをセンは認めている。

自由と福祉についての上のような考え方から、つぎのような区分および分類が可能となる。そしてそれは貧困の分析につながっている。

まず、福祉とエイジェンシー(行為主体性)を達成することと、達成するための自由とを区別することができる(2009第11章)。達成は①福祉の達成、②エイジェンシーとしての達成とに分類され、達成するための自由は③福祉の自由、④エイジェンシーの自由、というように4つの要素からなる文類が可能となる(1987a, p. 61-62, 訳91-93<sup>1)</sup>。

たとえば、貧困をそれ自体としてとらえ、その要因や指標をあれこれと並べることも大切だが、貧困をとらえるための基本視点は個々人のケイパビリティにおかれるべきである。個々人のケイパビリティはその人の行為主体性という自由の基礎となり、福祉=良き生き方につながる。このような「ケイパビリティに基礎をおく貧困アプローチはつぎの2つのアプローチと対比することができる。その2つとは(1)貧困を低い効用とみるアプローチ、(2)貧困を一般的には基本財や資源を少ししか持っていない状態としてみるアプローチ、である」(1992, p. 110, 訳172)。

たしかに所得や資源は人が自由を獲得し、貧困を避けるために必要である。しかし、資源や所得は自由と同じではない。「われわれの関心は究極的に自由にある」。人間は多様であるから、資源を自由とおなじものとみるわけにはいかないし、特定の所得水準でさえそれが十分であるかどうかは、それによってもたらされるケイパビリティの水準によって判断しなければならない。「ある最低限必要なケイパビリティ *minimally acceptable, or certain minimal capabilities*」(p. 111-2)があるとセンは考えるが、「ケイパビリティの欠如としての貧困」(1999a, 第4章)はいまや世界におけるもっとも富裕な国においても広くみられる。たとえ所得水準が他の国や地域あるいは集団と比べて低くなくても、保健サービス、医療、犯罪、社会的排除などが人びとのケイパビリティに大きく影響している。

個人の自由を決定するものに2つの要因がある(1999a, p. 42, 訳45)。①自由や寛容、交換や取引の社会的保護、そして②ケイパビリティ形成と活用にとって重要な便宜(基礎的な医療、基本的な教育など)の公的な提供である。これは「生存の自由 *the freedom to survive*」(p. 43)にとって決定的ともいえる要因である。したがって、経済成長の果実の使用法—公共支出—支援主導の開発プログラムが重要になるとセンは考える。

公的支出による諸個人の自由にたいする支援の重要さは、いうまでもなく、自由と平等(不平等)あるいは自由の複数性の問題にかかわってくる。

センは2009年の著作の第14章において、つぎのように述べている。

重要なのは「何の平等か」という問いであって、何らかの空間（関係する変数、たとえば所得、富、効用など）における平等ではない。センはケイパビリティの平等を求めるべきだとは考えない。ケイパビリティは自由の一側面であるにすぎない。公的な支援における公正な過程や公平な扱いという問題に対して適切な注意をはらうことができない。つまり自由の機会という側面の評価には有効だが、自由の過程という側面を適切に取り扱えないという。

ロールズの第1原理であるすべての個人の自由が等しく優先されるという点は概ね一致する。

しかし、「自由の複数性 plurality or plural features」(2009, p. 301f, 訳430以下)を考慮に入れると、たとえば、他者の助けにより自由に動ける身障者の例（これがケイパビリティにもとづく自由のとりえ方である）と、他者の善意や寛容あるいは支援に依存する限り自由ではないとする共和主義的な自由のとりえ方（同じ身障者の例）とのあいだを比較するとき、一部は重なり、一部は違っているが、両者が共存する余地は十分にある、とセンは主張する。

「自由の共和主義的概念は重要であり、自由に関してわれわれがもっている直観の一面をとらえている」(436)。両方の考え方が自由の一側面だけを主張するのでなければ、対立はしないとセンは言う。センは、結論としてつぎのように主張する。

「われわれは自由を適切に理解するために、行動の自由と、結果と成果の性質の両方を考慮しなければならない。／この議論の結末は、平等も自由も、その大きな内容の中にいくつかの次元をもっていると見なければならぬということである。…このような複数性は正義の理論の一部でなければならない」(p. 317, 訳452)。

ここからさらに、問題は自由と民主主義との関連性の問題に広がっていく。

多様なケイパビリティの評価について論じる必要性は、公的な優先事項が何であるかとの価値判断という観点から生じる。「価値に関する議論に大衆が参加することは民主主義の実践と責任ある社会的選択のもっとも重要な部分である。…」(1999a, p. 86, 訳124)。

「公開の論議と社会参加の問題は、民主的枠組みにおける政策形成にとって核心的なことである。民主的な権利—政治的自由と公民権の両方—の行使は…経済政策形成の作業自体のきわめて重要な一部である。自由志向のアプローチにおいては、参加の自由は公共政策の分析にとっての核心とならざるをえない」(Ibid.)。

なぜなら、政治的自由と、経済的必要性の理解とその充足とのあいだには広範な相互連関がある。このことを認識すること(1999a, p. 148, 訳167)が重要である。

政治的自由の卓越性の3要件(p. 148)としてあげられるのは、(1)ケイパビリティに関連する直接的な重要性(2)政治的主張の表明や支持の獲得において耳を貸してもらえる道具としての役割(3)ニーズの概念化における構成的役割、の3つである。したがって、「より十分な情報にもとづく理解と賢明な公開討論の条件をつくりだすこと」に特別な注意を払うことが大切だ(p. 280, 訳322)とセンは言う。

「民主主義の幅広い理解にとって中心的な課題は政治参加であり、対話であり、公共的な相互作用である」(2009, p. 326, 訳462)<sup>2)</sup>。

\* 開放的不偏性 (open impartiality, セン) ⇒ 「熟議民主主義 deliberative democracy, ハーバマス」 ⇒ 「公共的推論の実践」(ロールズ) ⇒ 「討議による統治」(ミル) ⇒ 参加型統治 (participatory governance)

## 注

1) センは、この4分類にかかわって、たとえばマハトマ・ガンジーの抵抗（断食）は個人の福祉に反するがエイジェンシーの自由と達成を拡大したという例をあげている。

また、後藤（2002, p. 14）は「個人のアドバンテージに関する4つの局面」、多元性にもとづく評価としてつぎのような表を作成している。

|                  | 福祉 (well-being) | 行為主体性 (agency) |
|------------------|-----------------|----------------|
| 達成 (achievement) | 機能の達成           | 目標の達成          |
| 自由 (freedom)     | 福祉的自由           | 行為主体的自由        |

2) センは民主主義のグローバルな起源を論じている（466以下）。それはたんなる投票制度の歴史ではなく、公共的推論の歴史をみななければならないとして、インドや中東の事例をとりあげているが、本稿では省略する。ただ、彼は、自由で強力なマスメディアの必要性を訴えていることは強調しておきたい。

## 8. 資本主義の倫理とマルクス

センは『財とケイパビリティ』によせた「日本語版への新しい手引き」のなかで、私のアプローチは「批判的で内省的で社会的存在としての人間に関心を集中する点において、アリストテレス、スミス、マルクスによって先鞭をつけられた哲学的立場に深く根ざしている」とのべている。人間によるさまざまな評価は確かに主観的なものではあるが、その評価は客観的なありさまを無視したり、幸福や欲望といった感情によるのではなく、内省と理性的判断にもとづくものであるとセンは強く主張している。

そこで、本稿の最後に、資本主義の倫理についてのセンの考えと、それとの対比において、センがマルクスの哲学・思想について言及しているところをまとめてみよう。

A・センが資本主義とその倫理についてまとまっていたところは、1999年に刊行された『自由と経済開発』第11章においてである。

センは、資本主義における価値の役割の重要性を指摘する。この場合の価値は言うまでもなく交換価値や使用価値ではなく、倫理的評価あるいは規範的価値の評価である。センによれば、「経済システムとしての資本主義の成功は、たんに自己利益の行動に依存するものだと結論することは誤りである」。「資本主義が利益を極大化させれば事足りるということ以上の、複雑な動機の構造を必要としていることは、長いあいだにいろいろな形で認められてきた。マルクス、ウェーバー、トニーその他の著名な社会学者がそれを認めてきた」（p. 264, 訳302）。

資本主義は制度（契約から生じる権利を守るための有効な法体制のような）と行動倫理（交渉による契約を有効にするような）のしっかりした土台が基礎になっているから市場がうまく機能する。いいかえると、「資本主義はその領域内では、市場メカニズムとそれに関連する制度をうまく活用するうえで必要な洞察力と信頼（「相互信頼と規範」）を提供する倫理システムを通じて有効に働く（p. 263）。したがって、制度的構造と行動原則あるいは行動のルールが存在が重要である。「市場メカニズムと広範な種類の価値（行動規範のこと）との両立可能性は重要な問題であり、純粋な市場メカニズムの限界を超えて制度的な仕組みを拡大することを探りながら、これに取り組みねば

ならない」(p.267, 訳306)。

しかし、資本主義倫理は効果的だとはいえ、ある面では極めて限定されている。経済的不平等、個人の行動に影響を及ぼす価値意識としては、粗野な貪欲や強欲、知的な利己主義といったものも大きな役割をもつ。環境保護といった、市場外で機能するさまざまな協力 cooperation の必要性が指摘される。

つぎに、センが多く箇所で言及しているマルクス評価についてまとめておこう。

A・センがマルクスの経済理論を評価している第1点は商品の物神的性格についてである。センが商品としての財にたいする支配力を福祉とみなすことを批判したことはすでに説明したが、これにかかわって、センは、財の支配力を福祉とみなすのは、「マルクスが物神崇拜とよんだ落とし穴—財は…それ自体として価値あるものだと見なす落とし穴—にはまってしまう」(1985, p. 28, 訳44) ものだと述べている。

では、資本制経済に固有な賃労働制についてはどうか。

マルクスは資本主義以前の不自由な労働制度にたいして、自由な契約に基づく労働制度の進歩的な意義を強調した。マルクスが奴隷制を廃止に導く南北戦争を偉大な出来事と評価した。かれは資本制下の賃金労働が搾取的であると論じる一方で、奴隷労働制に比べて大きな改善であることを熱心に指摘したとセンは言う。これにかかわって、センは、「マルクスの正義の分析は、共産主義の究極の段階をはるかにこえたものであった」と述べているが、このセンによるマルクス正義論の評価は、共産主義段階では正義という観念が消滅するという多くの議論と異なるところである。

センはまた、マルクスの階級分析では不十分だとする。政治、社会、経済的分析の文脈における階級分類の意義は否定できない。階級分析は搾取をめぐるマルクス理論の中心的部分であるが、「経済的機会と自由の関係について分析する際にはマルクスの階級分析に基づく分類の仕方は不適當である。他にも考慮すべき差異は多々あるのであり、ニーズの充足や自由の保障における平等は純粋に階級にもとづく分析を越えてアプローチしていく必要がある。」「階級(経済的)分析を超えることの必要性はじつはマルクス自身が唱えていたことである。…」(p.120, 192)。

もちろん、センは、「自由の基礎的な価値に注目した議論はマルクスの政治哲学にもみられる」。『個人の自由な発展と活動の条件を自らのコントロールの下に』置くことが強調されているとして、マルクスはアリストテレスなどとともに「人生における選択の重要性」を強調したと述べている。マルクスは多くの著作の中で、「状況や偶然が個人を支配することを、個人が状況や偶然を支配するように転換する」ことの重要性を強調しているとセンは言う<sup>1)</sup>。

#### 注

- 1) そのほかセンがマルクスについて言及している箇所を資料としてあげておく。1999a では p. 52, 84, 118と192 (訳5, 29, 127と137) である。マルクスは「競争的資本主義を世界の進歩的変化をもたらす有力な力であるとみた」(1999a 訳261)。

人権思想への批判として、「一方に、権利は国家の制度に先立つ(従うのではなく)ことはできない、というマルクスの主張がある」(1999a 訳334)。

『ドイツ・イデオロギー』、『経済学・哲学草稿』および『ゴータ綱領批判』を第12章注14であげている(2009 p. X, 訳5)。

マルクスは搾取を取り除くことと、必要に応じた分配の両方を支持する議論を展開している。

『ゴータ綱領批判』では2つの議論の避けがたい優先順位の対立について論じている（2009 p. 14, 訳49）。

自分の労働の果実に対する権利という考え方は、右派のリバタリアンと、左派のマルクス主義者をむすびつける。マルクス自身は「自分自身の労働に対する権利」をブルジョア的権利とみなすようになり、「必要に応じた分配」の方を採るにいたる。この二分法の意義について、センは『不平等の経済学』1973第4章で論じたとする。参考として、G. A. Cohen（1988）, *History, Labor and freedom: Themes from Marx*. をあげている（2009, p. 22, 訳59 p. 163, 訳245以下）。

マルクス哲学で用いられる重要な概念である「客観的幻想 objective illusion」は、立場にもとづく客観性の概念でうまく説明できる。たとえば労働市場における等価交換。

## 9. 三層自由論と3つの自由主義——総括

### 1. センにおける理論的焦点の移動をまとめるとどうなるか？

社会的選択理論⇒功利主義批判⇒エンタイトルメント（権限）論⇒個人の福祉と有利性⇒ケイパビリティ⇒諸機能の選択集合⇒不平等と貧困、その測定⇒個々人の自由を基本とする自由の普遍主義的原則へと、センの理論的焦点というよりもかれの議論は人間の自由と安全保障へとより広がりを増している。

\*「本書（1999）は異なる文化的背景を持つ異なる人びとが共通の価値をシェアし、共通の見解に合意する能力にたいする信念にもとづいている。本書を構成する原理は自由の支配的な価値であり、自由の価値の強い普遍主義的想定がその特徴である」（1999a, p. 244, 訳280）。

### 2. 三層自由論—悟性的自由を基礎とする理性的自由の提唱

一連の論稿から、自由には人間の本性に対応する3つの自由が3つの層として存在するということを結論として導くことができる。それはカントがはじめて明らかにしたとされる感性、悟性（知性）、理性という人間の意識における3つの層に対応する。これを本稿では三層自由論（感性的自由論、悟性的自由論、理性的自由論）と名づけたい。

第1の感性的自由は人間の自由を感性の次元に求めるものである。たとえば、功利主義にみられるように欲望やその満足あるいは快（および不快）、幸福感などを基準にし、しばしばこれらを効用（utility）という不適切な用語で包み込む。いわゆる恣意的自由はこの次元の感性的自由にもとづくものである。

感性的自由論は、たとえば神によってあらかじめ定められた運命のようなものから人間の意識と行為の自由を解放することにおいて積極的な意味をもっていた。しかし、他方で、感性的自由論は理性を軽視し、あるいは理性にもとづく感性という関係をみないで、なかにはかえって理性の名により人間の意識や行為が支配されるとして、理性を拒否する傾きもある。歴史上、しばしば感性の自由と解放を求めることが「理性の破壊」（ルカーチ）につながってきた。

さらに、感性は個人により多様であり、いわば自己が思うがままに意志と行為をなすので、感性的自由は個人主義的自由主義という社会的意識形態をとる。

\* ホッブズのいう自然状態、ヒュームの懐疑主義、フォイエルバッハの人間本性=愛論

これにたいして、理性的自由論は、思考や推理といった人間の理論理性にもとづく物事（自然や社会）の把握にもとづいてこそ人間の自由があるというものである。この自由論においては人間の理性的能力への信頼がその根拠となっていることはいうまでもない。

したがって、理性的自由論が想定する人間は、まず何よりもその人格性の陶冶と完成を目的とする。これを人格的自由主義と名づけよう。

しかし、その理性の名のもとにあたかも合理的な社会の制度設計が可能であるかのような理想主義 idealism に陥る可能性をもっている。まして、この理性が国家や一部の指導者あるいは「独裁者」によって人びとに押し付けられる可能性も否定できない。

\* ホッブズのリヴァイアサン、ルソーの一般意志、ヘーゲルの絶対理念、初期マルクス。

悟性的自由論は、感性的自由にとどまらないが、他方で理性的能力の限界や問題点をふまえた、人間の知性的能力にもとづく自由論である。これは人間の自由について、人間はつねに限られた経験と知識にもとづかざるをえないので、いわば漸進的に人間の自由を拡大していこうとする現実主義的な自由論である。悟性ないし知性の英語にあたる understanding が理解力や相互理解さらには合意という意味を含むことをみれば、その含意がわかる。人間にとって与えられた制約条件のなかで人間集団の「協力種」としての本性を発揮し、個人と社会の自由を拡大する、いわば社会的自由主義である（「この悟性的自由論」から「実現ベースの比較論にたつ自由論」というセンの主張がでてきたと考えられる）。

\* ロック、カント、スミス、J・S・ミル、マルクス、そしてアマルティア・センがこの悟性的自由論に属する。ただし、マルクスの場合は悟性的自由に基礎をおく理性的自由論の立場であることはいっておかねばならない。

(完)

#### 文献目録

- Sen, Amartya (2009) *The Idea of Justice*, The Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts. 池本幸生訳『正義のアイデア』明石書店、2011年。
- Sen, Amartya (2006) *Identity and Violence: The Illusion of Destiny*, W. W. Norton, N. Y. 大門毅監訳、東郷えりか訳『アイデンティティと暴力 運命は幻想である』勁草書房、2011年。
- Sen, Amartya (2002) *Rationality and Freedom*, Belknap Press of Harvard University Press. 若松良樹・須賀晃一・後藤玲子訳『合理性と自由』上・下、勁草書房、2014年。
- Sen, Amartya (1999a) *Development as Freedom*, Oxford University Press. 石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社、2000年。
- Sen, Amartya (1999b) *Reason before Identity*, for 1998 (The Romanes Lecture) Oxford U.P. 細見和志訳『アイデンティティに先行する理性』関西学院大学出版会、2003年。
- Sen, Amartya (1999c) *Employment, technology and development*, Indian ed., Oxford U.P.
- Sen, Amartya (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press. 池本幸生ほか訳『不平等の再検討』岩波書店、1999年。
- Sen, Amartya (1987a) *On Ethics and Economics*, Basil Blackwell. 徳永澄憲・青山治城訳『経済学の再生—道徳哲学への回帰』麗澤大学出版会、2002年、のち改訳・改題『経済学と倫理学 アマルティア・セン講義』筑摩学芸文庫版、2016年。
- Sen, Amartya (1987b) *The Standard of Living, The Tanner Lectures, 1985*, edited by G. Hawthorn,

- Cambridge University Press.
- Sen, Amartya (1985) *Commodities and Capabilities*, Amsterdam, North-Holland. 鈴木興太郎訳『福祉の経済学 財と潜在能力』岩波書店, 1988年。
- Sen, Amartya (1984) *Resources, value and development*, Oxford Blackwell.
- Sen, Amartya (1982) *Choice, Welfare and Measurement*, Basic Blackwell. 大庭健・川本隆史 (部分) 訳『合理的な愚か者 経済学 = 倫理的探求』勁草書房, 1989年。
- Sen, Amartya (1981) *Poverty and Famines: An Essay on Entitlement and Deprivation*, Clarendon Press, Oxford. 黒崎卓・山崎幸治訳『貧困と飢餓』岩波書店, 2000年。
- Sen, Amartya (1973, 1997) *On Economic Inequality*, Oxford University Press. Enlarged edition, Oxford Clarendon. 鈴木興太郎・須賀晃一訳『不平等の経済学』東洋経済新報社, 2000年。
- Sen, Amartya (1970) *Collective Choice and Social Welfare*, San-Francisco, Holden Day. 志田基与師監訳『集会的選択と社会的厚生』勁草書房, 2000年。
- セン, 東郷えりか訳 (2006) 『人間の安全保障』集英社新書。
- セン, 大石りら編 (2002) 『貧困の克服』(以下の4つの講演論文を編集・翻訳したもの)。Beyond the Crisis (1999). Human Rights and Asian Values (1997) Democracy as a Universal Value (1999). Why Human Security? (2000).
- Sen, A (1975, 1999) *Employment, technology and development*, India ed., Oxford U.P.
- 後藤玲子 (2002) 『正義の経済哲学 ロールズとセン』東洋経済新報社。
- 川本隆史 (1995) 『現代倫理学の冒険』創文社。
- 角田修一 (2012a) 「ベイシック・インカムと社会哲学—ロールズ, ノージック, サンデル—」『立命館経済学』第61巻第1号, 2012年5月, 所収。
- 角田修一 (2012b) 「ベイシック・インカムと社会哲学—ドゥウォーキン, セン, マルクス—」『立命館経済学』第61巻第2号, 2012年7月, 所収。
- 角田修一 (2015) 『社会哲学と経済学批判—知のクロスオーバー—』文理閣。
- 角田修一 (2016a) 「人間の自由と社会的意識形態としての自由主義(1)—ホップズからマルクスへ(1)—」『立命館経済学』第65巻第1号, 2016年8月, 所収。
- 角田修一 (2016b) 「人間の自由と社会的意識形態としての自由主義(2)—ホップズからマルクスへ(2)ヒュームとスミス—」『立命館経済学』第65巻第1号, 2016年10月, 所収。
- 角田修一 (2017a) 「社会哲学と経済学批判—同名の拙著を中心に—」『唯物論と現代』(関西唯物論研究会編) 第57号, 2017年6月, 所収。
- 角田修一 (2017b) 「人間の自由と社会的意識形態としての自由主義(3)—ホップズからマルクスへ(3)・S・ミルとマルクス—」『立命館経済学』第66巻第2号, 2017年8月, 所収。
- 角田修一 (2018a) 「人間の自由と社会的意識形態としての自由主義(4)—ホップズからマルクスへ(4)カントの自由論とマルクス—」『立命館経済学』第67巻第2号, 2018年7月, 所収。
- 角田修一 (2018b) 「人間の自由と社会的意識形態としての自由主義(5)—ホップズからマルクスへ(5)ヘーゲルの自由論とマルクス—」『立命館経済学』第67巻第3号, 2018年9月, 所収。
- 牧野広義 (2001) 『自由のパラドクスと弁証法』青木書店。
- 松尾匡 (2016) 『自由のジレンマを解く』PHP 新書。
- 佐伯胖 (1980) 『「きめ方」の論理—社会的決定理論への招待—』東京大学出版会。
- 鈴木興太郎 (1982) 『経済計画理論』筑摩書房。
- 鈴木興太郎 (2012) 『社会的選択の理論序説』岩波書店。
- 鈴木興太郎・後藤玲子 (2001) 『アマルティア・セン 経済学と倫理学』実教出版。

※本稿校正前の2019年4月17日に、著者の角田修一名誉教授が逝去されました。そこで、校正はわたくし田中祐二(特任教授)が担当いたしました。謹んで、ご哀悼の意を表します。